

安芸高田市優良住宅団地開発支援補助金について

安芸高田市では、優良な住宅団地の供給と定住促進を図るため、民間事業者が実施した住宅団地開発事業の公共施設整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象事業者

宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者で、優良住宅団地開発事業により認定を受けた団地を整備する事業者に限ります。

補助対象にならない方

次のいずれかに該当する方には、補助金を交付することができません。

- ①宅地建物取引業法の規定による業務の停止命令を受けている方
- ②建設業法の許可を受けている方は、同法の規定による営業の停止命令を受けている方
- ③会社更生法の規定による再生手続き開始の申立てをしている方
- ④民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てをしている方
- ⑤建設業者等指名除外要綱に基づく安芸高田市から指名除外の措置を受けている方又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当している方
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当している方
- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による観察処分を受けている方
- ⑧市税、当該法人の本店所在地(住所地)の都道府県民税、法人税及び消費税を滞納している法人又は市税、当該個人住所地の都道府県民税、所得税及び消費税を滞納している個人

補助金額

補助対象となる事業は、住宅団地の公共施設工事にかかる事業で、対象経費、算出基準及び補助金の額は、次の表のとおりです。

補助対象経費	算定基準	補助金額
道路の舗装（路盤工）に要する経費	道路の舗装面積 1 m ² につき、4,000 円を乗じて得た額	補助金額は、対象経費の実支出額と算出基準により、各々算定した額の合計額とのいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額とする。 ただし、補助金の額は、1 住宅団地について 500 万円を限度とする。
道路側溝及び共用水路の整備に要する経費	水路の延長 1 mにつき、8,000 円（蓋無）12,000 円（蓋有）を乗じて得た額	
配水管（給水管）布設	管の延長 1 mにつき、4,000 円（単独）3,000 円（下水道管共）を乗じて得た額	
仕切弁	1 箇所あたり 141,000 円	
給水装置	1 箇所あたり 116,000 円	
排水管（下水道管）布設	管の延長 1 mにつき、9,000 円を乗じて得た額	
1 号マンホール	1 箇所あたり 270,000 円	
小型マンホール	1 箇所あたり 100,000 円	
その他市長が公共性があると認めた施設	種別毎に別途積算を行う	

申請方法

この補助金を受けるには、住宅団地造成事業に着手するまでに以下の書類をそろえて、安芸高田市企画部政策企画課に提出してください。

- 1 優良住宅団地開発支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 事業計画書（様式第 2 号）
- 3 収支予算書（様式第 3 号）
- 4 実施設計書
- 5 設計図書
- 6 安芸高田市優良住宅団地開発認定通知書の写し
- 7 造成工事前の写真
- 8 税の完納証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

申請の変更（中止）

補助金の交付決定を受けた事業者が、申請内容に変更（中止）が生じた場合は、速やかに優良住宅団地開発支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）を提出してください。

実績報告

事業者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度末のいずれか早い日前に、以下の書類をそろえて、安芸高田市企画部政策企画課に提出してください。

- 1 優良住宅団地開発支援補助金実績報告書（様式第8号）
- 2 事業実績書（様式第9号）
- 3 収支決算書（様式第10号）
- 4 精算設計書
- 5 設計図書（竣工図）
- 6 工事写真（完成、施工状況）
- 7 その他市長が必要と認める書類

補助金の請求

補助金の額が確定した事業者は、優良住宅団地開発支援補助金交付請求書（様式第12号）に捺印して安芸高田市企画部政策企画課に提出してください。
請求書が提出された後、補助金を交付します。

決定の取り消し

以下のいずれかに該当するすると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消します。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき
- 2 事業者が、安芸高田市優良住宅団地開発支援補助金交付要綱に定める第 4 条に違反したとき
- 3 補助金の使途が不相当と認められたとき

補助金の返還

補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じます。

報告・調査及び指示

補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、市の担当者が事業者に対し当該補助金の交付に係る書類その他、必要な物件を調査及び検査を行い、報告を求め、必要な事項を指示することができる。

優良住宅団地支援補助金手続きの流れ

